

令和8年度 第1回静岡市債権管理委員会議事録

1 開催期日等

(1)日 時 令和8年6月3日(水)14時00分から15時15分

(2)場 所 静岡庁舎 新館8階 市長公室

(3)出席者

委員長 大石副市長

委 員 財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長、
こども未来局長、上下水道局長

部会員 税制課長、納税課長、滞納対策課長、福祉総務課長、介護保険課長、
保険年金管理課長、福祉債権滞納対策課長、
清水病院事務局医事経営担当課長、こども家庭福祉課長、会計室次長、
お客様サービス課長

(4)報道機関 静岡新聞社

2 議事進行

【報告】令和7年度 主要債権の収入未済額縮減に向けた取組

事務局より、資料1に基づき説明がされた。

(質疑・応答)

委員長

事務局からの説明について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

財政局長

各債権の令和7年度収入未済額は、第2回委員会で報告があるということによろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。令和7年度決算の確定はまだ先であるため、第2回委員会においてお示しすることを考えています。

委員長

各課で、概ねの数字は把握していると思いますが、正確な決算はこれからですので、第2回委員会で報告ということです。

資料1については、上段の取組は、各課で期間を定めて、こういう取り組み、弱点を補っていくというもの。下段の取組は、事務局が抽出した指摘事項に対して各課で対応しているものです。

いずれも前年度との比較をしっかりと行っていただきたいという話もさせていただいておりますが、前年度よりも上回っている取組が多いと思っています。

令和8年度の強化期間については、どのような取組みが効果的であるのか、事例を踏まえて各局で検証していただければと思います。

また、ヒアリングにおいて、事務局から指摘された項目については、満足いくかどうか引き続き取り組んでいただいて、徹底した対応をお願いしたいと思います。

そうした中で、人事異動により新しく配属された職員もいると思います。事務局主催の研修もありますので、若手職員や新しく配属された職員はしっかり研修を受けて、即戦力となるよう頑張っていたいただきたいと思います。

その他、ご意見、ご質問はありますか。

(その他意見、質問なし)

【議題】令和8年度 主要債権の管理に関する取組方針

事務局より、資料2に基づき収納率における「令和7年度実績推計」及び「令和8年度数値目標」について説明がされた後、各債権所管局長より、「取組方針」、「数値目標の達成に向けた取組」について説明がされた。

また、事務局より、参考資料「DXを活用した債権回収の主な取組状況(令和8年5月時点)」に基づき説明がされた。

(質疑・応答)

委員長

収納率の向上ということで、現年を重視してできる限り滞納を発生させないということが一つあると思います。それとともに、滞納となった場合にも、様々な手段、例えば差押えなども含めて、しっかり徴収していただきたいと思います。

委員長

様々な取組を横展開していただき、活用できる取組は各債権でしっかり活用していこうということで、SMS催告等の導入も進めていただいています。SMS催告の導入について、先行している市税、水道料金・下水道使用料から状況を教えていただけますか。

納税課長

市税は、令和6年度から本格的に運用しております。令和7年度のSMS催告の発信率について、一斉催告は、令和7年度合計で2万4,630件を発送しました。このうち5,949件のSMS催告を発信し、発信率は24.2%となっております。令和6年度の発信率は17.5%でしたので、発信率は上

昇しております。

SMS催告による納付率をみると、令和6年度の63.1%から令和7年度は68.1%と上昇し、一斉催告全体の納付率は、令和6年度と同程度の納付率を確保することができております。

電話による直接催告をSMS催告に切り替えて生み出した時間を、財産調査や差押えの事務に充てることができ、この結果、令和6年度と比べ差押え件数は110件増加し、取立て額は1,600万円増加しております。

また、SMS催告試行年度の令和5年度と令和7年度を比べてみますと、差押え件数は760件増加、取立て額は5,900万円増加という結果になり、効果的な催告方法と考えております。

委員長

電話催告という話ではありましたが、通常は郵便でも催告しているということによろしいですか。それをSMS催告に切り替えるということもあるのですか。

納税課長

まず、対象者全体に郵便物を発送して、その中から携帯電話の番号が判明している方については、SMS催告を行っています。

委員長

郵便を切り替えてSMS催告にしているわけではない。そうすると、参考資料「DXを活用した債権回収の主な取組状況」中の経費削減効果と相違してくるのではないですか。

事務局

只今のご質問について、本年度にSMS催告を実施するいくつかの債権に対して、実施方法のヒアリングをさせていただいております。その中で電話に変えてSMS催告を行うケースもありますし、郵便に変えてSMS催告を行う場合もあり、各債権の性質によって取り組みが違う状況でした。今回は、郵便催告とSMS催告の比較がわかりやすい数値でしたので、代表例として記載させていただきました。

委員長

わかりました。そのあたりはまた細かく整理していただければと思いますが、電話とも差が出てくる、郵便とも差が出てくる、また、時間も節約できるということで、いいのではないかと思います。上下水道局から意見はありますか。

お客様サービス課長

水道料金及び下水道使用料につきましては、調定が毎月ありますが、基本的にその調定に対して、2回SMS催告を実施しております。

1回目は、納期限後、督促状を発送する前です。銀行収納等が納期限内の確定したところで1回目

の発信をしています。2回目は、督促状を発送した後です。督促状の指定期限の前に、その時点の滞納の方に発信させていただいております。

お正月やゴールデンウィーク等、発信しない時期もあるため、年間を通じた割合等は把握していませんが、今年1年実施して、そのあたりの数字も出していければと思っています。

督促状の前に、納付が入ってくるということがありますので、納期後に発信するものについては、督促状の発送枚数を減らしているという効果が確実にあるというように思っております。

委員長

そのあたりは、数字でしっかり捉えていただいて、何割ぐらいが督促状を発送せずに済んでいるなど、そのようなことは押さえていただければと思います。

本年度から他の債権も実施するということですので、どのような効果が出るのか、しっかり調べていただければと思います。

委員長

eL-QRの取組について、令和9年度以降の実施予定をみると、令和10年に後期高齢者医療保険料、令和11年に介護保険料となっています。これはシステム改修の関係等で、この年度でないといけないのか、それとも、まだ決まっていないため、この年度に置いているということなのか。

なぜ、令和9年4月からではなく、令和10年や令和11年になっているか事務局でわかりますか。

事務局

所管課から詳細には聴き取ってはおりませんが、eL-QRの導入は、財務会計システム以外のものは各課で行っていくことになっております。福祉系の債権については、福祉トータルシステムの中で対応していくこととなります。その中で予算や体制整備の調整が必要になるものと考えております。そのあたりを踏まえたスケジュールであるものと理解しております。

委員長

今、ちょうど標準化システムへの切り替えを各所管課で行っているため、これに合わせてという考えもあると思いますが、可能なものはできる限り進めていただきたい。経費削減効果をみると、窓口手数料とeL-QR手数料では、一件当たりの額がこれだけ違うものですから、できる限りeL-QRへ切り替えていただければと思います。

委員長

Web口座振替の経費削減効果をみると、窓口手数料が現在、60.5円、口座振替手数料は22円と、窓口手数料は、これから上がる可能性もあるという話も聞いています。できる限り口座振替の推奨を進めていただきたいと思います。

このような取組を横展開で進めているところですが、皆さんから、ご意見、ご質問等ありますか。

委員長

後期高齢者医療保険料は、令和6年度合計収納率の政令市順位は15位ですが、これに対して他都市との比較や分析はされていますか。

福祉債権滞納対策課長

令和8年度から当課に所管替えをし、同じく介護保険料も、当課で主に取り組んでいくということになりました。いずれも65歳以上、75歳以上ということで、基本は年金からの特別徴収で納まるものですが、普通徴収分については、なぜ納付されていないのか、また、どのような重複があるのかというようなことについて、5月末で現年分の整理期間が終了しましたので、きちっと分析をしていきたいと考えております。

これまで介護保険課で実施していた業務も同じ高齢者であることから一体でできるという強みも出てくるかと思えます。また、財産調査をしっかりと行い、徴収可能性の見極め等を含めて重点的に本年度、様々分析した上で効率的な滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

委員長

現年分なのか、滞納繰越分なのか、政令市の比較ができるわけですから、他市の良い事例があればそれを参考にさせていただいて、しっかり政令市順位を上げていっていただければと思います。

また、後期高齢者医療保険料の取組方針の項目中、(3)の⑤「滞納処分の執行停止の判断基準を策定する。」とありますが、今まで無かったということですか。

福祉債権滞納対策課長

判断基準はございませんでした。財産調査により資力の状況を把握し、差押えを行うか、滞納処分の執行停止を行うかについて、国民健康保険料の判断基準を参考にしながら、また、高齢者という特性も考慮しながら策定していきたいと考えております。

委員長

そうすると、これまであまり滞納処分の執行停止をしてこなかったということですか。

福祉債権滞納対策課長

そのとおりです。

委員長

これについては、しっかり対応をお願いします。

委員長

生活保護返還金・徴収金等は、数値目標に通常の収納率とは違う分納実施率を設定しています。その中で、保護費からの充当等をしっかりとやっていきたいと思いますことだと思えますが、メル

クマールになる数値がないことから、この数値が高いのか低いのか、他都市と比べてどうなのか、ということが分からないのですが、他都市はどのような数値目標を設定しているのですか。

福祉総務課長

他都市の数値目標については、20政令市中、10市が収納率を、2市が収入未済額の縮減額を設定し、分納実施率の設定は本市のみであります。残る7市は、数値目標を設定していない状況です。

収納率を数値目標に設定している10市につきましては、ほとんどの市が高額債権の発生により、かなり収納率の変動することから、この設定に苦慮しているというような話を伺っています。

委員長

本市の収納率は算出できるのですか。

福祉総務課長

令和6年度決算額ベースの収納率は、政令市平均の生活保護債権収納率が19.8%であるところ、本市は28.7%と全政令市中2位に位置しております。

委員長

わかりました。それよりもできるだけ分納してもらおうということに、今、主眼を置いているということですか。

福祉総務課長

そのとおりです。

委員長

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金等は、令和6年度の政令市順位は13位ですが、上位市はどのような数値なのか、どのような取り組みをしているのかわかりますか。

こども家庭福祉課長

正確な傾向はわかりませんが、例えば浜松市は、政令市順位は1位となっておりますが、貸付の件数では、令和6年度ベースで本市の447件に対して、浜松市は170件となっております。この貸付の趣旨は、生活困窮の方、高校や大学の進学に際しての費用貸付が主な貸付となっておりますが、この貸付の部分に違いがあるのではないかと考えています。

また、SMS催告については、他市調査ができていないため、今後、先進事例の有無について精査をして、当課の取り組みに反映させていければと考えています。

委員長

本市より上位が12市あるわけですから、その数字や取組をしっかりと把握して、対応していただければと思います。

委員長

下水道使用料は令和6年度の政令市順位が出ていませんが、水道料金は15位ということで、様々な取り組みを実施して上向き傾向であることはわかっていますが、どのように感じていますか。

お客様サービス課長

他都市と比較しますと、現年度分につきましては、各市とも99.7%～99.8%ということで、本市としては過年度分について、もう少し上げる余地があるのではないかと感じております。現年度分は、委託業者にお願いしつつ、職員は過年度分に取り組んでいくという体制をより構築していきたいと考えています。

委員長

しっかり分析していただいて、弱いところを補っていただければと思います。

その他、ここまでの質疑応答を踏まえて、ご意見等がありますか。

財政局長

国民健康保険料において、外国人滞納者に対する取組がありますが、少し前に市議会議員に対して、財政局の事務事業等のレクチャーを行った際に、市税の話になりました。それは、議員が知っている外国人の方が税金を滞納していると、督促状が送付されたが日本語のため内容がわからず放置している、という趣旨の話を議員より聞きました。滞納対策課に確認したところ、封筒に多言語対応の二次元コードシールを貼り付けているとのことでしたが、シール以外の封筒部分は、全て日本語で記載されているため、二次元コードを読み取ること自体が分からないのではないかと話になりました。

市税でも、外国人の滞納者が何割か存在しており、督促状や催告書が送付されても日本語が理解できず、納付に至らない事例があるとのことから、そこは多言語対応を考えてほしいということと滞納対策課に話をしました。

国民健康保険料でも外国人滞納者に対する取組をやっていると思いますので、そういった取組を共有して横展開してほしいということをお願いしたいと思います。

委員長

国民健康保険料では、そのような話を聞いていますか。

福祉債権滞納対策課長

取組方針に記載した外国人滞納者に対する取組は、日本語学校の生徒を主にした取り組みです。経緯としては、滞納があると在留資格の延長と手続きに支障が出るということで学校側から相談があったところから始まっております。そうした中で、学校側の生徒指導の際に、口座振替の勧奨等についても併せて実施していただいております。

現在、対象校は2校で、他の国立大学ともアプローチをしておりますので、また情報共有をさせていただきたいと思います。

委員長

事務局で、各債権がどのような外国人対策を行っているのか、どのくらいあるのか等、色々と調べていただいて、現状できていないようであれば、どのようにして補っていくのか、その方法を少し協議していただければと思います。

その他、ご意見、ご質問はありますか。

(その他意見、質問なし)

委員長

令和7年度の決算数値がしばらくすると出ると思います。取組方針にある令和7年度実績推計は、本年1月時点の数値で、それを基に令和8年度の数値目標を設定しています。令和7年度の決算値が上振れするようであれば、令和8年度の数値目標の見直しも含めて対応していただければと思いますのでよろしくお願いします。

閉会